

吹田民主商工会 いんぷお めくしよん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8160
http://www.suita-minshou.com
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

社会保険料の納付猶予を申請

飲食店を法人で経営している会員さんから滞納している社会保険料で預金差押えを予告された相談がありました。実は4月に銀行から保証協会のコロナ対策の融資を受ける予定とのことで、直前に差押えを受けると融資が受けられないとのことでした。直近にまとまった入金があり、融資も受けられればまとめて払えるとのことだったので、とりあえず担保が不要の3か月だけの「納付の猶予」を申請しました。年金事務所の職員と約2時間話し合い、ひとまず差押えの危機を回避することができました。

コロナ対策 江坂でビラ300枚配布

3月29日に役員・事務局の7名でと新型コロナ対策の制度をお知らせし、民商を宣伝する行動を江坂地域で行いました。ビラを配布しながらお話しできるお店では「影響ありませんか？大丈夫ですか？」と声をかけて消費税の署名を集めて回りました。多くの飲食店から、売上が大幅に減って従業員を休ませて対応しているとの声がお聞きしました。麻雀店でも同様の声もありました。訪問している中で30日まで休業しているお店もありました。約300枚のビラを配布しました。



申告期限延長後に4人目入会

高槻民商の会員さんから民商勧められて自主申告のために来所された運送業の方が入会されました。今回初めて申告される方は延長されたことでギリギリまで相談先を探している方も多いようです。コロナ不況で一般の方からの問い合わせも増えています。

就学援助制度の申請を！

小・中学校に通う子供を持つ保護者に学用品費や学校病（学校保健安全法に定められた）にかかる医療費などの援助が受けられるものです。所得制限はおおむね3人家族で245万円〜280万円、4人家族で305万円〜340万円です。また、所得基準以上の世帯でも疾病・被災・失業等により生活状態が著しく悪化した場合など特別事情の申し立てが出来ます。コロナウイルス感染拡大で売り上げが減っているいま、制度を利用しましょう。申請については学務課・出張所・市民サービスコーナーで配布される所定の用紙を5月25日までに教育委員会学務課へ提出します。また、「簡易書留」「特定記録郵便」による郵送でも申請できます。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民ととむけー！

吹田市に新型コロナ対策を要請

- 吹田民商と吹田商工協同組合から吹田市に対して新型コロナ対策の要請書を提出しました。内容は以下の通りです。
- (1) 融資制度について
 - 吹田市として新型コロナウイルスに対応する融資制度を創設していただくこと。認定条件を売上減少率5%とし、利子・保証料を全額補助、返済据え置き期間を日本政策金融公庫なみにすること。
 - 大阪信用保証協会に条件変更、代位弁済などでも積極的に融資に応じるよう要請していただくこと。加えて借り換えや条件変更にも積極的に応じるよう要請していただくこと。
 - 中小業者への支援について
 - 政府・自治体の自粛要請は任意とはいえ中小業者の経営に深刻な影響を与えています。売上の大幅減少・注文キャンセル・取引先の稼働低下・資材の調達不能による稼働停止など見舞われている中小業者に対し、家賃・賃借料・従業員給与などの固定費を補助すること。
 - 影響を受け休業せざるを得ない中小業者に対し、その期間の最低生活費を保証すること。
 - 税・保険料などについて
 - 国保「府内統一化」に反対していただくこと。高すぎる国保料を引き下げていただくこと。
 - 所得減少減免を活用していただくこと。災害減免を適用すること。短期証の留め置きはやめ、すべての世帯に郵送すること。資格書による受診であっても短期証とみなし対応すること。
 - 新型コロナウイルスに感染した被保険者には、国の財政全額支援（3月10日厚労省事務連絡）を生かして傷病手当を支給すること。新型コロナウイルスの流行は「納税の猶予」の災害事例に該当するため（3月9日国税庁指示）、個々の事情をよく聞き積極的に納税緩和制度を適用すること。事態が収束するまで滞納処分は行わないこと。
 - 国に対し以下を要請すること
 - 消費税率を5%に戻すこと。中小業者の社会保険料の負担を軽減すること。
 - すべての信用保証制度の部分保証を改め全額保証とすること。セーフティネット保証4号の認定要件を「5%以上減少」に緩和し、5号の指定業種をなくし全業種で使えるように要請すること。
 - 雇用調整助成金で中小企業の従業員の休業手当の助成割合を3分の2から全額に引き上げること。中小業者の事業主・家族専従者に対しても休業補償を行うこと。イベントや外出自粛、一斉休業などの要請で収入が減少した業者に対しその全額を保障すること。
 - 休校で保護者などが休暇を取得する場合、被用者であれば8330円を給付するのに対し、業務委託を受けている自営業・フリーランスには4100円しか支給されず、業務委託でないものは対象外とされていることは不当であることから、区別なく同額を保証すること。

伝言板

新型コロナ対策相談会

4月7日（木）14時00分・8日（水）19時00分

融資制度、雇用保険助成金、給付金、税金・保険料の納税（納付）緩和措置など相談をお受けします。

府営住宅の申し込み

4月15日（水）締め切り（郵送消印有効）
民商に申込書あります。